

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成25年12月17日（火曜日）

## 総務消防委員会

平成25年12月17日（火曜日）午前9時00分 開会

### 本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、企画部、教育委員会、消防本部  
第160号議案 「質疑・討論・採決」  
第161号議案 「質疑・討論・採決」  
第162号議案 「質疑・討論・採決」  
第164号議案 「質疑・討論・採決」  
第193号議案～第198号議案 「質疑・討論・採決」  
第203号議案 「質疑・討論・採決」
  
- 2 陳情の審査  
設備工事の分離発注について 「討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長 下江洋行      副委員長 村田康助  
委員 柴田賢治郎      長田共永      丸山隆弘      加藤芳夫  
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

総務部、企画部、教育委員会、消防本部の係長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 村田道博      議事調査課長 中島 勝      書記 今野千加

開 会 午前9時00分

○下江洋行委員長 ただいまから、総務消防委員会を開会いたします。

本日は、16日の本会議において本委員会に付託されました第160号議案から第162号議案まで、第164号議案、第193号議案から第198号議案まで及び第203号議案の11議案並びに議長から送付された陳情について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第160号議案 新城市行政手続条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第160号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第161号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○加藤芳夫委員 ちょっと1点いいですか。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 市税条例の一部改正のところで、これは聞いていいことかどうかわかりませんが、附則の第16条の3項の見出し中、「配当所得」を「配当所得等」と改めるという「等」を入れたという意味が、何かあ

るんですか。

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 今、質疑がありました「配当所得等」に改めるというようなことで、今まで現行は配当所得に対して課税していましたが、今回の等という言い方をしておりますが、これには配当所得と譲渡益が課税の対象になるということに変更になりますので、よろしく願いいたします。

○加藤芳夫委員 わかりました。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第161号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第162号議案 新城市市長の給与の特例に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第162号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第164号議案 新城市火災予防条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第164号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第193号議案 市有財産の無償譲渡から第198号議案 市有財産の無償譲渡の6議案を一括議題とします。

これより6議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 これは建物と土地の両方が無償譲渡されているケースと、土地がされていないケースがあるんですけど、もちろんこれは私有地だと思うんですけど、全て私のほうの私有地だと理解してよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 ただいまのご質問に関しましては、今回の6件の譲渡議案のうち池場老人憩の家から後半の3件が、土地があり

ませんが、池場老人憩の家については、池場区の所有地にもう建っているということで所有地は池場区。

それから高野老人憩の家の土地につきましては、譲渡先であります地縁団体の高野自治会の財産となっている土地ということです。

それから、最後の滝上老人憩の家につきましては市有地ですが、譲渡先が行政区の海老区区ですので、今後この譲渡議案が可決された後に、建物の譲渡契約及び土地を海老区のほうに無償貸借する契約を結ぶ予定で進んでおります。

以上です。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 海老区に関してだけ確認させていただきます。これは私の土地を無償貸与という形じゃないですか。

○下江洋行委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 こちらの土地につきましては、私の土地ではなくて新城市の土地ということです。

○長田共永委員 理解しました。はい、ありがとうございます。

○下江洋行委員長 よろしいですか。

○長田共永委員 はい。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより6議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第193号議案から第198号議案を一括して採決します。

本6議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第203号議案 新城市過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 鳳来中学校の冬期送迎業務ということが改めて盛り込まれているんですが、冬季など、限定がかなり多く感じるんですけど、その辺が決まっていた経緯というのは聞かせてもらえるものですか。

○下江洋行委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 それでは説明させていただきます。

今、JR飯田線で鳳来中学校へ通っている生徒の下校時刻とJR飯田線の下り時間が合わない冬季、この時期ですね。冬時間のときですが、生徒の安全な帰宅を確保するために、JR飯田線の代替として対象生徒をバスで送迎するというを目的としております。

この事業は昨年から行っておりまして、学校長の依頼に基づき実施しております。その要因としては、JRの下り電車が本長篠駅において、15時40分の次、16時台がないということで、次が17時43分となっております。昨年から授業時間が50分となりまして、終業が15時45分ということになります。そうしますと、授業時間を繰り上げるか、または17時43分に帰宅しなければならないということで、冬季に遅い時間に帰すというのは、かなり安全上、問題があるという教育的配慮から業者委託をしまして45人バスを16時台に走らせて送迎をしているということになります。

今回、過疎債というのが、もともと建築関係にしか使えないという認識をしておりましたが、こういうソフト面についても使えるという情報を得ましたので、今回の計画の変更をさせていただきたいということになります。

以上でございます。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第203号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午前9時11分

再 開 午前9時17分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

陳情の審査を行います。

一般社団法人愛知電業協会 会長 越智洋氏及び一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会 会長 澁谷春壽氏から提出された「設備工事の分離発注について」を議題とします。

自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 本陳情においては、過去においても同様の趣旨の陳情が出ております。また、本市においても分離発注等は進んでい

るという関係で、本陳情については趣旨採択が適当かと思えます。

以上です。

○下江洋行委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○下江洋行委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

次に、閉会中の継続審査の申し出を議題とします。

本委員会は、お手元に配付しました申出書に記載の事件につきまして、閉会中もお継続審査または調査を要するものとし、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査を議長に申し出たいと思います。

なお、審査期限については、審査終了までとしたいと思います。

これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続審査を議長に申し出することに決定しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前9時20分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 下江洋行